

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期豊島区青少年問題協議会 第 8 回専門委員会	
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時		令和 6 年 8 月 29 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 45 分	
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 807・808 会議室（レクチャールーム）	
議 題		1 開 会 2 議 事 (1) 豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について (2) 委員の皆様からいただいた御意見について（第 32 期青少年問題協議会第 7 回専門委員会） (3) 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況 (4) 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」素案 3 閉 会	
公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名	
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、中野航綺、坂下睦子	
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員	
会 議 資 料		・資料 1 豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について ・資料 2 委員の皆様からいただいた御意見について（第 32 期青少年問題協議会第 7 回専門委員会） ・資料 3 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」（令和 5 年度事業実施状況調査【重点事業】） ・資料 4 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」素案 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況調査【資料編】 ・参考資料 1 令和 6 年度子どもの権利保障に関する施策の調査 ・参考資料 2 （令和 6 年 8 月 9 日開催第 4 期第 3 回豊島区子どもの権利委員会資料 1）	

審 議 経 過

1 開会

(事務局より、各資料について説明)

2 議事

(1) 豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について

会 長： 議事の(1)子どもの権利委員会からいただいたご意見について、事務局からご説明ください。

事務局： 子どもの権利委員会でも、皆様にご審議いただいている「子ども若者総合計画」の目標Ⅰに係る部分について、いろいろとご意見いただき検討しているところです。特に、目標Ⅰに係る新しい計画の指標や、施策の体系などにご意見をいただきました。子どもの権利委員会は第4期になりますが、前期の第3期中にいただいたご意見も引き続き活かしますので紹介させていただきます。

(事務局より、資料1について説明)

会 長： 子どもの権利委員会からの意見は何かの形で反映させることが必要だと思います。意見の中にもある子どもの意見表明権も意見形成と、表明と、反映とフィードバックはそのサイクルを回すことは必要だと思います。

(2) 委員の皆様からいただいた御意見について(第32期青少年問題協議会第7回専門委員会)

会 長： 事務局からご説明ください。

事務局： (事務局より、資料2について説明)

(3) 「子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」令和5年度実施状況

会 長： 次に、「子ども・若者総合計画」の令和2年度6年度における令和5年度事業の実施状況について説明をお願いします。

事務局： (事務局より、資料3について説明)

会 長： 令和5年度の実施状況調査について、ご意見やご質問はございますか。評価項目に関しては、各事業の一番下の段階で、AやBやCと示されていて、C評価のところはまだ、コロナの影響があるようなことが示されているものがいくつかあります。目標5ですが、33ページの生活困窮家庭の自立促進支援事業がCになっていますが、何かご意見はありますか。

目標Ⅴの「それぞれの状況に応じ、子ども・若者および家庭を支援する」

④生活困窮家庭への支援で令和5年度はC評価で、支援希望者が少なかったため目標数には届かなかった。と示されていますが、この目標数に届かなかった要因は把握されていますか。

事務局： 担当課に確認をいたします。

会 長： 令和４年度はコロナの影響と書いてありますが５年度は特に要因が書かれていません。

事務局： 支援希望者が少なかったとしか記載がありませんのでその背景を確認いたします。

委 員： 「目標Ⅰの①子どもの権利の普及啓発」のところで、５年度はとしま子ども権利相談所設置に伴い、パンフレットの内容を変更したということだと思いますが、先程の意見反映の話で、実際それを読んだ方からのフィードバックを受ける、パンフレットを使って説明した職員聞き取りをして、このような課題があったから変更するといったようなことをすれば、それを更新することも意見反映になるのかと思うのですが、どういふときに見直しをする、こういう方針で見直しをするという具体的な運用方針のようなことは決まっていますか。

事務局： 昨年度、相談室ができたのですが、その時にパンフレットを作成いたしました。ここに記載はありませんでしたがそのパンフレットを配りました。子どもたちがこんなパンフレットやリーフレットは持ちづらいし、携帯しないというそのような状況を踏まえ、この小さなカードタイプのものを作りました。

参考ですが、子どもの権利に関する普及啓発物でマンガ版のパンフレットがあります。これは、令和５年度に完成したものです。この計画を策定するときも子どもから意見聴取をしましたが、子どもの権利の仰々しいパンフレットをもらっても、読まないし、アニメだとか漫画のようなものにしてほしいという意見があり、マンガ版のパンフレットを作成しました。そのように子どもの意見や様子を踏まえて更新しています。今は、ご質問されたように具体的な運用方針というようなものはありませんが、現在の取組として、子どもの権利相談室の愛称を募集していますので、随所でこういった広報物等は更新の手直しをするタイミングがあり、そのように子どもたちの意見や様子を取り入れていければと思います。

委 員： ありがとうございます。興味深い取り組みをされています。また、内容が対象者に合わせた手法の実施というのに加えて、対象者とともに作っていくようなことになるとよいと思いました。

会 長： 今後の新しい計画に、どういう指標を用いていくのか、どう目標設定していくのかということとも関連したお話だと思います。他にいかがでしょうか。

先ほどの発言内容と関連させると、例えば、目標Ⅰの「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」そして、その下の目標の記述の子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。各事業の目標に関しても、パンフレットを作成するとか、配布しますとか、普及を図ります、ということがかなり提供者目線になっているので、今後の計画策定の際には、どう子どもや子育て当事者の視点を入れていくのかということも問われてくるかと思いました。

委 員： 昨年も同じ質問をしたと思いますが、この２ページの目標Ⅰの(1)の②について、令和４年度と令和５年度の評価を比べるとＢということで上がっていますが、令和６年度はぜひＡを目指していただきたい。もうすでに取り組まれていると思いますがＡにしていくにはどのようなイメージで、どのような考えでいるのかということと、令和３年度から小・中学校の教育課程に、豊島区子どもの権利条例についての学習を位置づけ

ることが記載されています。昨年度も、素晴らしい取り組みだと発言したと思いますが、実際にどのように教育課程に位置づけて、どう実施しているのかということについて、わかる範囲で教えていただくとともに、9月の本会議でも、もう一度聞かせただけると嬉しいです。

委員： 今、他の市でもこうしたことを目指していろんな取組を図っていますが、ゲストティーチャーを呼ぶとか、道徳地区公開講座の中で、行うことは可能ですが、教育課程に位置づけることがすごく難しいです。我々としては、どう実施しているのかを把握し、それがより発展していくような後押しができればと思います。

事務局： 学習用のパンフレットを作成し、配布をしましたけれど、どのように活用しているかということは昨年度の実績には記載がなかったので、そのようなことを今後は調査する予定になっておりますので、その部分を含めてお伝えしたいと思います。

委員： そうすると数が足りなかったことでCがついているのかもしれない。その数の部分と実際の位置づけた上でそれがどう機能しているかの部分での評価、双方に確認できるいいと思いました。

委員： 学校での授業に組込むことが、一番子どもに直接的に伝えられると思うので、どのようにそれを実現できるのかを期待しています。

会長： 他にはどうでしょうか。

委員： 10ページのところ、先ほどコロナの影響もあって、Cになった9ページというのは目標Ⅰの(3)子どもの居場所・活動の充実、④学習支援の充実というところですが、こちらについて補足説明をお願いしたいと思います。

委員： 本会議のときに、評価が上がったところは積極的に示してほしい、また評価の下がった事業については何が要因が、今年度はそれをどう生かそうとしているのかを、事務局から補足いただけるとありがたいです。

会長： 今のところはBだったものがCに下がっているところがありますので、それについてあとでお願いいたします。他にはいかがですか。

令和5年度の実施状況調査に関して、昨年度は令和4年度の状況調査をし、最終的に各目標と各事業にコメントを書いて報告書といたしました。今回は新しい計画策定がありますので、気づいたご意見をたくさん送っていただいき、それを反映させて、確認をしながら報告書を作成していきたいと思います。

(4)「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」素案

会長： それでは、次の議事に進みます。

議事の子ども・若者総合計画の令和7年度から11年度の素案につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局： （事務局より、資料4、資料5、資料6について説明）

会長： 子ども・若者総合計画ということで、基本理念、目標あるいは指標、新しい計画の進捗を図る指標も説明いただきました。ご意見やご質問はありますか。
気になった点として、基本理念で、前回の専門委員会の中で議論し、「子ども若者とともに作る」ということを反映させていただきましたが、「子どもの権利」という計画全

体を貫く視点として権利の具体化が大事ですが、その言葉がなくなっているのも、どうした方がよいかと思いました。目標Ⅰで、権利を尊重しということが、市川委員も尊重するのは当たり前というご意見もありましたので、この目標の視点としてどういう表現が望ましいのかと考えながら聞いていました。いいかがでしょうか。

委員： 全く同じことを考えていました。青少協や子どもの権利委員会の意見を踏まえ、その意見をこれらに入れていただいたことはすごく嬉しく思います。

基本理念を受け、権利を保障するということは、随所に目標や方向性、具体的な取組、事業というところに反映されていますが、まだしっかり権利が保障されているかというと、そうでない側面もあり、その保障をさらに実現というところへ上げていこうという話が出されていました。それをあえてなくすということをどう考えればいいのかと思っていて、これが一番大きな部分であるとする、子ども若者とともに作る権利が保障され、自分らしく成長できるまち豊島区のようにするのか、この権利が保障されるところをより上げるなら、権利が実現され、自分らしく成長できるまち豊島区のようにするか、子ども若者の権利というものを、保障より権利を実現していくということをここで掲げるということがあったほうがよいのではと感じていました。他の委員はいかがでしょう。

委員： 今までずっと権利については、子どもの権利をもっと子どもたちに浸透させていく、ということが一番の目標だったと思っていたので、やはり基本理念には、権利という言葉はあったほうがいいのではないかと思います。

事務局： 「子ども若者とともに作る」という考えはとても重要であり、そのためには権利は保障されているということが当然であり、より具体的にその権利という言葉も入れた上で、子ども若者とともに作る自分らしく成長できる豊島区という方がもっと明確になるということですね。

委員： 普段からあまり権利という言葉使いを意識しないので、言葉としてあると権利ということが頭に残ると思います。子どもの権利の尊重は当たり前と言われるそうですが、言葉としてあることがやはり大事で、なければ権利という概念自体も全然頭に残らないので、ある方がいいと思います。

会長： ただ基本理念を、どういう用語で表現するのかが一番大変だと思いますので、ご意見をいただき、子ども若者とともに作るという言葉も生かしつつ、豊島区は2006年に子どもの権利条例を制定し、条例に基づくまちづくりを進めてきたと思いますので、子どもの権利の視点、子どもの権利をどう実現するかという言葉も、理念に入れたいという意見です。

私からもう一点、理念の次にある目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵですが、やはり、子どもや子育て当事者を主語にして、表現すればいいのではという意見がありましたので、目標Ⅰだとすれば、子どもの生活の場で子どもの最善の利益や子どもの権利を実現するために、このような施策を子どもとともに作ります、というような表現の仕方ができればと思います。指標のところでは、子ども・若者や、子育て当事者主体の指標をたくさん入れいただいているので、そこを目標として、そういう方向を目指していくというところが、表現できるような目標にしていくといいのかなと思いました。何を実現するために、どういう施策や支援を、誰と一緒に作っていくのか、といった

視点の表現の工夫は必要と思いますが、目標だけを見ると、現行の目標とあまり変化していないように感じます。

委員： 基本理念と目標の話はそう思いました。目標のⅠにだけ「権利」が入っていますので、「権利」がサブカテゴリーに見えてしまうと思いました。現行の施策だと「権利」というものがあって、それをベースとして各目標があるという計画になっています。でも次は、ともに作るということがあり、その一つとして「権利」があるという見え方になってしまうのかと思います。逆に言うと、その目標のⅠにある、子どもの権利に関する事項などで「権利」を入れざるを得ないとは思いつつ、土台に権利があってその上に隠す目標があるような計画、位置関係というのが見えてくればよいのかと思ったので、単純に基本理念を見直すとともに、目標にどれだけ「権利」という言葉を入れるか入れないかも一緒に考えたいと思いました。

委員： 豊島区ということで SDGs との関係で「誰も取り残さず、」という表現をしているのかもしれませんがこの誰も取り残さずという表現がしっくりくるような、こないような感覚があり、どう表現すればよいかと調べたら、誰 1 人取り残さないではなく、誰 1 人取り残されないがしっくりくると書いてあり、そういう考え方もあると思いつつ、豊島区として積極的に SDGs との観点で入れる場合は、どんな形で入れるのがいいのかと問題提起しました。

会長： この用語は地域包括支援とか基本計画との関連で入ってきた言葉ですか。

事務局： 今、調整整理している段階ですが、教育大綱やこども大綱、また区の基本構想・基本計画等改めて検討します。

会長： 検討資料の 9 ページ目の第 2 章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況の(3)豊島区の動向ですが、としま子どもの権利相談室の開設という表記になっていて、このように載せる必要があると思いますが、この中に子どもの権利に関する条例というものが含まれている形なので、子どもの権利に関する条例を制定して、豊島区の施策を進めてきたという項目は独立させた方が、基本理念との関係でもよいと思いました。後ほど意見をいただきたいと思いますが、第 3 章 施策の方向についても、今回令和 5 年度の新しい実態意識調査を踏まえた指標に変えていただきました。これまでの経年変化を追っていく視点もとても大事ですが、今回の実態意識調査から、かなり調査項目の中身に変更した部分があったと思います。そのあたり、平成 30 年度からの経年変化を見ていく部分と、令和 5 年度から新たに入れた質問項目を反映させた部分の両方を含める形で指標を作っていますか。こういう指標を入れればよいのでは、という意見があればまた新しく入れていける可能性はありますよね。

委員： 先ほど会長がおっしゃっていた「子どもとともに」ということから関連していると思いますが、目標Ⅰ(1)①の子どもの権利に関する理解促進で、②が子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援ですが、これは子どもの権利はこう、という正しさみたいなものがあって、それがきちんと伝わっているのかのような条文にも見えます。ともに学び合う、学び続けていくという表現ができるといいと感じました。

会長： 権利学習に関しても子どもとともに学び続けていくという、子ども若者とともに作るということ、取組の方向性としても反映させるといいのではないかと考えています。他にはいかがですか。

委員： 具体的取組に対して、計画の進捗を測る指標を対で見えていくと、これが指標になるのかと思う点がいくつか感じられました。目標Ⅱ、(1)①子どもの虐待防止やヤングケアラーについて、指標が「学校を楽しんでいる子どもの割合」になっていますが、それがヤングケアラーの支援と、学校を楽しんでいる子どもの割合が、直接的に指標になるのかと感じます。学校が楽しくないと思う理由って、勉強や友人関係などいろいろあると思うので、単純な指標でヤングケアラーのことがわかりにくいと思いました。他にも、いくつか気付いた点がありましたので、後ほど意見として提出します。

会長： 11月の素案の確定のときに、ほぼ固まったものが出てくることを目指すのであれば、10月の専門委員会はいくつか議論する最後の機会となります。それに向けて、今回説明いただいた計画素案に対する意見を、たくさん出していただいき10月に盛り込むことが必要だと思います。再度、資料を確認していただき、具体的な意見をお送りいただきたいと思います。

委員： 忘れないように発言しますが「子どもの権利を知る」ということについて、「子どもの権利条例を知っていますか。」という指標の結果を見ると非常に低い段階で、取組の方向性は、子どもの権利に関する理解を促進するということになっています。知ることと、理解することと、活用することは、それぞれにハードルがあると考えていて、まずは知ってもらう、そしてここの取組として理解を促進していく。さらにそれを学び続け、活用する、のちにはその施策を展開していくことができればと思っています。それを市川委員もずっと言われています。その権利を知ることや保障することは、当たり前で、それをどうすれば活用できる社会を築いていくことができるのかということに、何か道筋を見いだしたい。としま子どもの権利相談室もそうだと思いますし、そんなことを視野に入れています。ただ、まだ現実はそうではないと、この専門委員会の中で議論し、それを何らかに発展させていく方向も検討していることを残しておきたいと思います。

会長： ありがとうございます。今後に向けて意見は必要なところがあれば出すということでもよろしいですか。では、全体を確認しましたのでこれで終了いたします。

【 以上 】